

令和 8 年 第 2 回

南阿蘇村議会臨時会会議録

令和 8 年 1 月 28 日 召集

南阿蘇村議会

会 期 日 程

令和8年第2回 臨時会

期 日	曜日	区 分	時 間	日 程
1月28日	水	本会議	午前10時	開会宣言 提出議案上程 会議録署名議員の指名 会期の決定 提案理由の説明 質 疑 討 論 採 決

第 1 号

1月28日 (水)

令和8年第2回南阿蘇村議会臨時会 議事日程

令和8年1月28日(水)
午前10時00分 開会
於 南阿蘇村役場 議場

開会宣言
日程第1
日程第2
日程第3
日程第4
日程第5
日程第6
日程第7
閉会宣言

会議録署名議員の指名について
会期の決定について
提案理由の説明
承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて
議案第5号 南阿蘇村火入れに関する条例の一部改正について
議案第6号 工事請負契約の変更について
議案第7号 工事請負契約の変更について

2. 出席議員は次のとおりである。(11名)

1番	丸野隆大	7番	河内克也
2番	工藤眞巳	8番	市原恵一
3番	山本涼子	9番	後藤征昭
4番	古澤博之	10番	
5番	岡智則	11番	今村竜喜
6番	坂田正也	12番	山室昭憲

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

10番 橋本 功

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

村 長	太田吉浩
副 村 長	園田秀也
教 育 長	今村了介
総 務 課 長	藤本哲章
企画観光課長	下田朱美
教育委員会事務局長	古澤太介
建設課長	笠 功祐
会計課長	野口幸広
健康推進課長	今村一行
農政課長	今村洋一
住民福祉課長	高宮喜美男
税務課長	荒牧憲政
水・環境課長	今村隆博
定住促進課長	梅田雄治
子育て支援課長	吉弘泰彦

5. 職務のため会議に出席した者の職・氏名

議会事務局長	安達幹夫
議会事務局主幹	長野純哉

開会 午前10時00分



○議長 山室昭憲 おはようございます。定足数を満たしておりますので、ただいまから、令和8年第2回南阿蘇村議会臨時会を開会いたします。

一同その場に起立をお願いします。

礼。おはようございます。御着席願います。本日は、橋本議員から欠席届が出ております。会議を始める前に議長よりお願いを申し上げます。会議中の携帯電話については、十分御配慮をお願いいたします。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 山室昭憲 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、工藤眞巳議員、3番、山本涼子議員を指名いたします。日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日限りといたします。



○議長 山室昭憲 日程第3、提案理由の説明、日程第4、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについてから、日程第7、議案第7号、工事請負契約の変更についてまでを一括して議題といたします。それでは、村長に挨拶並びに提案理由の説明を求めます。太田村長。

○村長 太田吉浩 議会の皆様改めておはようございます。本日は、今月1月に2回目となります、臨時議会に御出席頂きまして誠にありがとうございます。一言御挨拶申し上げます。昨日から、その前に前回欠席された工藤議員が元気にまた本日御出席でございます。先ほど職員から聞きましたが、来月、開催されますRKK女子駅伝の監督もお引受け頂いたということで、好成績を期待しておりますので御指導どうぞよろしくお願いを申し上げます。また昨年の12月、本村の大相撲巡業におきまして、ふるさと納税アンバサダーに御就任を頂きました義ノ富士関が、先日まで行われておりました初場所で、8勝7敗ということで辛くもですね、厳しい場所でしたが、辛くも勝ち越しをしてくれました。南阿蘇村といたしましても、顕彰幕がテレビに映るために、見たよというような声も、村民の方から頂いておりました。少しこう、話題とにぎわいづくりになったのかなというふうに思います。ますますの

義ノ富士関の活躍を南阿蘇村からも応援してまいりたいというふうに考えております。

また昨日から、いよいよ衆議院選挙、冒頭解散ということで予想外ではございましたが、衆議院が解散されました。民主主義の根幹であります選挙をしっかりと公明正大に開催できますよう、執行部といたしましても、本村選挙管理委員会とも連携をしながら、努めてまいりたいと思います。

そして現在、当初予算、私が村長に就任して初めての当初予算の編成作業を行っているところでございます。今週も本日この後から村長査定に入ります。その中でも、まだまだ1億円近くの予算をカットしなければならないというようなことで、起債の上限を、今年度から7割という厳しいシーリングをかけて、それに向けて全課協力をしてくれております。議員の皆様にもこの現状を御理解頂きながら、そして、ふるさと納税は好調でございますが、まだまだ1年間でございますので、決して安定した財源とは申せない、まだまだの努力が必要でございます。しっかりと稼ぎながらも、そして抑えていく、変えていく、そういったことをメリハリをつけて取り組んでまいりたいと考えておりますので、議会の皆様にもどうぞ御理解と、そして御指導のほど、引き続きお願いを申し上げます。

それでは、提案理由に入らせていただきます。本日、臨時議会に上程しております議案は、専決処分事項の報告が1件、条例の改正が1件、工事請負契約の変更が2件、以上4件となっております。御審議頂き、議決を賜りますようお願いいたします。

初めに、補正予算の専決処分、承認案件です。承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて、令和7年度南阿蘇村一般会計補正予算第7号の報告であります。1月23日に衆議院が解散され、27日公示、2月の8日、投開票となったことから、衆議院選挙費を計上するものであり、解散日の1月23日に地方自治法第179条第1項の規定により、補正予算を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認をお願いするものでございます。専決処分しました補正予算は、歳入歳出それぞれ1,058万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を124億1,441万4,000円とするものであります。歳入の補正につきましては、国庫支出金を計上しております。歳出につきましては、選挙費といたしまして、投票立会い人の報酬や、投開票事務従事者の手当、ポスター掲示場の設置等の委託料などを計上するものでございます。

次は、条例の改正案件です。議案第5号、南阿蘇村火入れに関する条例の一部改正についてであります。本議案は、昨年2月に発生した岩手県大船渡市の林野火災を受け、本村の消防事務を管轄している阿蘇広域行政事務組合におい

て、林野火災の予防を目的に、火災予防条例が令和8年1月1日に改正され、林野火災注意報及び林野火災警報が新設されたことに伴い、本村の火入れに関する条例の改正が必要となったため、議決を求めるものであります。

次からは、契約案件です。議案第6号、工事請負契約の変更についてであります。本議案は、阿蘇山上広場、廃屋撤去工事請負契約の金額変更につきまして、議決を求めるものであります。主な変更内容は、地下埋設物の撤去工法の変更により契約金額を減額するものであります。変更する契約の金額などは記載のとおりであります。

最後に、議案第7号工事請負契約の変更についてであります。本議案は、令和6年度、田崎橋更新工事請負契約の金額変更につきまして、議決を求めるものであります。主な変更内容は、実施数量の変更により、契約金額を増額するものであります。変更する契約の金額などは記載のとおりでございます。以上が本日の提案理由の説明であります。御理解を頂き、議決を頂きますようよろしくお願いをいたします。

-----○-----

○議長 山室昭憲 日程第4、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長 山室昭憲 全員賛成により、本案は承認されました。

-----○-----

○議長 山室昭憲 日程第5、議案第5号、南阿蘇村仕入れに関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。1番丸野隆大議員。

○1番 丸野隆大 はい。1番丸野です。南阿蘇村火入れに関する条例の一部改正について質疑をさせていただきます。今回の改正は安全確保の観点から、大切な方向性だと受け止めております。前提の確認として、消防庁のホームページを見ると、林野火災注意報、警報は、国として全国的に今年1月から運用が進む一方で、発令の判断基準や運用の細部は市町村側で整理する部分が多いという理解でおります。その理解でよければ、南阿蘇の野焼きは準備や人員確保が大きいので、現場としては、いつ警報が発令されるか、いつ解除がされるか、これが事前に見えることが、段取りと安全の面で重要だと感じておりま

す。加えて私個人としては、気象情報だけでなく、ベテランの知見など、現場判断も大事にしたいと思っております。ですので誤解のないよう申し添えますと、私は条例に数値基準を固定して現場を縛りたいとはなく、むしろ、発令解除の基準は、要綱等で整理し、見直せる形にした上で、住民や関係者が事前に確認できるよう、基準の所在を明確にして、国や組合等にも早めに公表し、発令解除が確実に届くよう、周知方法もセットで整備する必要があると考えておりますが、執行部の見解をお聞きしたいと思っております。

○議長 山室昭憲 今村農政課長。

○農政課長 今村洋一 おはようございます。農政課長の今村です。丸野議員の御質問にお答えいたします。阿蘇広域行政事務組合消防本部より警報注意報が発令された場合は、村の火入れに関する条例に照らし合わせて、早急に、関係者や関係者へ連絡及び防災無線での周知を行うこととしております。条例の中に強風注意報というものもありますけども、風速10メートルであればもう中止で、警報の場合は中止になっております。注意報は努力義務になっておりますけども、林野火災警報は、火の制限、火の使用の制限に違反した場合には、30万円の罰金、または拘留に処するという、消防法で定められているところもありますので、警報需要が発令された場合は条例に照らし合わせて、村で早急に判断して、連絡を入れたいと考えております。以上で答弁を終わります。

○議長 山室昭憲 丸野議員。

○1番 丸野隆大 1番丸野です。今村課長、御答弁ありがとうございました。阿蘇の文化としても、野焼き、非常に大切な文化ですので、これが安全に行えるよう、農政課にも、消防広域のほうにも、早めの判断と早めの周知、徹底していただければと思います。これで私の質疑は終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長 山室昭憲 村長。

○村長 太田吉浩 丸野議員、御質問ありがとうございました。事前の周知、とても大事なことだと思います。しっかりと基準を設けまして、その周知に努めてまいります。その一貫としましてですね、先日1月の区長会が開催されましたその場に、阿蘇広域の消防本部からも説明に来ていただきまして、全区長さんの前で、今回の条例の改正の内容につきまして、詳しく御説明もされたところでございます。その関係各所とも連携をとりながら、村といたしましても、しっかりとこの新しい条例の変更の周知、そしてそれに合わせた野焼きの在り方、こういったものをしっかりと徹底してまいりたいと思います。

また、今年から野焼きの再開の始まる中松3区の牧野に関しましては、2月の22日に火入れを予定しております。このときは当日、私も現場本部で終日待機をさせていただきながら、しっかりと監視を行って、安全管理に努めてま

いります。約10年、火を入れてないところに火を入れるということで、大変なリスクもありながらではございますが、国や県とも連携を図りながら、そして地元の御協力も頂きながら、私は火入れ責任者として、しっかりと努めてまいります。これを一つ、安全に成功させることが、今後の野焼き再開のさらなる拡大エリアの拡大、そして安全確保の一助になるというふうに確信しておりますので、議員御指摘の観点も頭に入れながら、安全第1に取り組んでまいりたいと思います。どうぞ引き続き御理解と、また、御指摘をまたありましたらアドバイスをお願いしたいと、よろしく申し上げます。以上です。

○議長 山室昭憲 ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長 山室昭憲 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

○議長 山室昭憲 日程第6、議案第6号、工事請負の変更についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長 山室昭憲 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

○議長 山室昭憲 日程第7、議案第7号、工事請負契約の変更についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長 山室昭憲 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

○議長 山室昭憲 お諮りします。臨時会中、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任頂きたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 以上で本臨時会に付議されました案件は全て終了いたしました。会議規則第8条の規定により、令和8年第2回南阿蘇村議会臨時会を閉会いたします。

一同その場に御起立をお願いします。

礼。

お疲れでした。

-----○-----

午前10時18分 閉会